

富貴島小学校「学校いじめ防止基本方針」

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるという認識のもと、いじめを「しない」「させない」「許さない」を合言葉とし、いじめを未然に防ぎ、いじめをしない子どもを育て、全職員がいじめ問題を根本から解決するための取り組みを実施する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものも含む）」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

3 いじめの未然防止・早期発見・対処について

- 学級開きから3日以内に、「いじめは許さない・許されない」ことを宣言する。
- 常に「いじめは許さない・許されない」ことを児童に伝える。
- 道徳の授業等で、いじめに関連する授業を実施する。
- 教職員の児童に対する差別的発言、体罰等を厳に慎むようにする。
- 心を育てる体験活動等を、計画的に実施する。
- ケータイ教室等、インターネットを通じたいじめを防止するための授業を実施する。
- 学校生活アンケートや児童面談（先生あのねウィーク）を年2回実施する。
- 児童の生活の様子をよく観察する。
- 相談ポストを設置し、児童が気軽に相談できる環境を整える。
- 担任を中心に事実確認をし、保護者と連携しながら担任および学年の教職員で対応する。
- いじめの内容により、緊急性を要する判断された場合には、生徒指導部の組織により対応を協議する。また、教育委員会や警察との連携も視野に入る。
- 状況によって法律の定めるところにより、加害児童の保護者に出席停止を命ずる場合がある。
- 事実関係や対応について、保護者に情報提供する。

※緊急性を要すると判断された場合

- ①発覚後24時間以内に、臨時の生徒指導部会を開く。
(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係している担任、養護教諭) ※特別支援を要する児童が関係している場合は、特別支援コーディネーターも含む。
- ②いじめの具体的な事実を報告後、対応を協議し、今後の方針を決定する。
- ③方針に基づき、行動する。
- ④担任はいじめの具体的な事実、対応の方針、指導の経過を記録用紙に記録する。

- ⑤5日以上経っても改善されない場合、再度生徒指導部会を開き、協議する。
- ⑥いじめの内容によっては、警察と連携する。
- ⑦状況によっては、校長は加害児童の保護者に出席停止を命ずる。
- ⑧解決したかどうかの最終的な判断は校長が行う。
- ⑨「記録シート」に事実関係、対応の方針、経過記録を記入する。

※重大事態への対処

- ①発覚後、直ちに管理職に報告する。
- ②校長は教育委員会に報告し、方針を協議する。
- ③臨時の生徒指導部会を開く。(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係している担任と学年主任、養護教諭等)
- ④事実関係を調査し、今後の対応を含め、保護者に情報提供する。
- ⑤状況によっては、校長は加害児童の保護者に出席停止を命ずる。
- ⑥警察と連携する。

※重大事態とは、「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い(児童の自殺の企図等)」や、「相当期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている」ことをさす。

4 いじめ問題対応組織について

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会(生徒指導特別支援部会)」を設置する。

<構成員>校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年担当、ゆとり相談員

<活動>アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する対応に関すること。

<開催>月1回を定例会とし、重大事案発生時は緊急開催とする。

5 公表・点検・評価等について

いじめ問題を隠すことなく、学校いじめ防止基本方針が機能しているか定期的に点検、評価を行う。また、いじめ防止基本方針をホームページに公表する。学校評価アンケートやいじめアンケートを分析し、対応、改善を図る。